

表1 市・道民税の出張申告受付日程

日	時	受付会場（所在地）
2月16日(水)	13時30分～15時	大空会館（大空町12）
2月17日(木)	13時30分～15時	森の里コミュニティセンター（西22南4）
2月24日(木)	13時30分～15時	西帯広コミュニティセンター（西23南2）
3月2日(水)	9時30分～11時	大正農業者トレーニングセンター（大正本町西1）
3月2日(水)	13時30分～15時	川西農業者研修センター（川西町西2）
3月3日(木)	13時30分～15時	南コミュニティセンター（西10南34）
3月9日(水)	13時30分～15時	緑西コミュニティセンター（西17南4）

表2

### 市・道民税の申告が必要な人

市・道民税の申告が必要となる人は令和4年1月1日現在、住民登録に関係なく実際に帯広市に住んでいて、令和3年1月1日から12月31日の間に所得のあった人です。

ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

### 市・道民税の申告が不要な人

- 1 所得税の確定申告書を提出する人
- 2 公的年金のみの収入の人で、追加の控除が無い人
- 3 給与収入のみの人または、給与収入と公的年金等の収入のみの人で、勤務先から帯広市へ給与支払報告書の提出がされ、追加の控除が無い人

※給与支払報告書の提出の有無は勤務先に確認してください。  
※上記の場合であっても確定申告の提出が必要となる場合があります。  
※国民健康保険または、後期高齢者医療制度に加入している人は、収入が無くても申告が必要となる場合があります。

表3

### 申告に必要なもの

- 番号確認書類…マイナンバーカード、または通知カード（記載事項が住民票と一致している場合のみ）
- 身元確認書類…運転免許証など
- 代理権確認書類…委任状など、代理人申告時に必要
- 申告書が郵送された人は申告書
- 所得の分かる次のもの  
(令和3年1月1日から12月31日までのすべての収入)  
\* 給与収入のある人…給与の源泉徴収票  
\* 公的年金等収入のある人…公的年金の源泉徴収票  
\* 事業・不動産などの収入のある人  
…収入および必要経費などの明細が分かる帳簿や書類

### 各種控除を受ける場合に必要なもの

- 医療費控除…医療費の明細書
- 医療費控除の特例（セルフメディケーション）  
…セルフメディケーション税制の明細書
- 社会保険料控除…国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの納付確認書・控除証明書・領収書
- 生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除  
…控除証明書
- 障害者控除…障害者手帳または障害者控除対象者認定書

※扶養親族が国外居住の場合は、海外居住が分かるもの（パスポートなど）・送金などが分かるもの（クレジットカードの明細など）が必要です。



# 市・道民税の申告は 2月8日から3月15日まで

申告は「忘れず・正しく・お早めに」

市・道民税の申告は、税額だけでなく、国民健康保険料などを決定するために必要な手続きです。申告の要否や必要なものなどを確認し、期間内に申告してください。

問い合わせ 市民税課（市庁舎2階、☎65・4120）

## 市・道民税の申告を受け付けます

期間中は窓口が大変混み合うので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間 2月8日(火)～3月15日(火)の平日、8時45分～16時30分  
受付場所 市民ホール（市庁舎1階）

また、コミセンなどで出張申告の受付（表1）を行っているほか、昨年同様、非課税の収入があった人など一部の人には、事前に申告書を郵送していますので、混雑緩和

和のご協力をお願いします。

## 申告の要否について 事前に確認してください

市・道民税の申告は、収入の種類や控除内容によって申告が必要とな人と不要な人に分かれます（表2）。申告が必要な人は、受付期間内に申告してください。

申告の際には源泉徴収票や控除証明書など、申告する内容によって必要なものが異なります（表3）。また、控除の証明書が無い場合、申告を受けることができません。申告の際は、証明書などを

## 公的年金等を 受給している人の申告

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の還付を受ける場合を除いて、「所得税の確定申告」は不要です。「所得税の確定申告」をしない場合、年金支払者から市へ提出さ

忘れずにお持ちください。なお、期間を過ぎてからの申告は、申告内容が当初の税額通知に反映されない場合がありますのでご了承ください。

市ホームページID.1002482



れた年金支払報告書を基に市・道民税を計算します。医療費・生命保険料・扶養控除など、控除内容に追加が必要な人や、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人は「市・道民税の申告」が必要です。

## 医療費控除の申告

医療費控除の申告については、明細書の添付が必要です。

②病院・薬局ごとに、実際に支払った医療費の額を集計する必要があります。申告会場では、作成の代行は行いませんので、事前に、ご自身で集計をお願いします。また、各医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を提出することで、明細書の記入を省略することができますが、「医療費のお知らせ」に記載していない医療費については、明細書に記入してください。なお、集計対象の領収書などは、制度改正により提出は不要となりましたが、ご自宅などで5年間保存していただく必要があります。

その他、申告関係の詳しい情報についても、市ホームページをご確認ください。

## 市民税・道民税申告書の 郵送対応について

会場にお越しになることが難しい場合は、郵送で申告書を受け付けます。郵送の際は、①本人の身元確認書類の写し、②番号確認書類の写し、③所得の分かるもの、④各種控除を受ける場合に必要なもの（表3）。特に、各控除を証明するものは忘れずに添付してください。添付がない場合、控除を適用することができません。なお、郵送されたものは、返却できませんのでご了承ください。

## 受付日程などを 変更する場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、出張申告の受付日程や、市庁舎での申告受付期間などを変更する場合があります。市ホームページなどでお知らせします。

## 混雑を避けるために

- ①受付時、当日の来場順に番号札をお渡しします（事前予約不可）。申告会場では、呼び出し番号を表示しています。待ち時間中の会場の出入りは自由ですが、外出される際とお戻りの際は受付にお声掛けください。
- ②申告書の必要項目すべての記載が済んでいる人には、専用の確認窓口を設け、記載済みの申告書を受け付けます。そのため、呼び出し番号が前後する場合がありますので、ご了承ください。申告書は、昨年、市・道民税の申告書を提出した人などへ郵送しているほか、申告会場にも用意していますので、事前記載へのご協力をお願いします。

## 申告会場来場にあたってのお願い

- ①混雑を避けるため、申告会場は前年同様市民ホール（市庁舎1階）です。会場は大変冷え込みますので、暖かい服装でお越しください。
- ②感染症予防のため、手指消毒やマスクの着用をお願いします。
- ③申告会場では、消毒液の設置などの感染症対策を実施します。また、発熱など、体調に異常を感じる場合は、来場を控え、申告期間内での日程変更や、郵送での申告の検討をお願いします。